

【取扱い厳重注意】

平成23年9月22日

聴取結果書

東京電力福島原子力発電所における事故調査・検証委員会事務局
局員 神藤正嗣

平成23年9月15日、東京電力福島原子力発電所における事故調査・検証のため、関係者から聴取した結果は、下記のとおりである。

記

第1 被聴取者、聴取日時、聴取場所、聴取者等

1 被聴取者

千葉県農林水産部農林水産政策課 副主幹 小野 勉、同 須合健己

安全農業推進課 主幹 立崎政男、同 澤川 隆、副課長 阿部成利

生産販売振興課 主幹 小柳 享、同 石見泰洋、副主幹 塩崎桂司

畜産課 主幹 岡田 望、副課長 松木英明

水産局水産課 副課長 鈴木広之

2 聴取日時

平成23年9月15日午後2時5分から午後3時37分まで

3 聴取場所

千葉県庁本庁舎16階 農林水産部会議室

4 聴取者

事務局 関谷直也、神藤正嗣

5 ICレコーダーによる録音の有無等

あり

なし

第2 聴取内容

食品のモニタリング等について（別紙のとおり）

第3 特記事項

なし

別 紙

1 被聴取者の身分

被聴取者は、原発事故発生後、千葉県庁において、放射性物質による農産物、畜産物、水産物の汚染に対応してきた担当者である。

2 農産物への対応について

3月18日、農林水産省消費安全局消費安全政策課から、千葉県に対し、農産物のモニタリングを行う場合には、それに対し、日本食品分析センター又は農業環境技術研究所において検査の受け入れを行うとの支援の申入れがあった。この連絡を受けて、千葉県では、出先事務所を通して自治体に対し、農林水産省からモニタリング支援の連絡があった旨伝え、調査候補地の選定等を行ったところ、 からハウレンソウの検査の依頼があった。当時、農林水産省から検体数の制限等は示されていないが、検査は一般に知られているものではなく、 以外から検査の依頼はなかった。ところが、3月20日に東京都が中央卸売市場で流通している食品をモニタリングした結果、千葉県 産のシュンギクから暫定規制値を超える放射性ヨウ素が検出され、その後、東京中央卸売市場が 産の全農産物を取り扱わないとの方針を示した。こうした動きを受けて、千葉県全体で農産物のモニタリングが必要であるという認識が一気に高まり、3月22日から本格的なモニタリングを実施することとなった。

当初、千葉県は、農林水産省の支援を受けて日本食品分析センターで農産物のモニタリングを実施していた。千葉県は、全国3位の農産物の産出額の自治体であり、葉菜類に限らず検査を実施したいと考えていたが、国は葉菜類を中心に検査を実施するとの方針であったため、5月中旬以降、千葉県で補正予算を組んで、独自に横浜にある食品環境検査協会を利用して検査を実施してきた。

また、4月4日、政府から千葉県に対する出荷制限指示が出され、また、出荷制限解除のための条件が示されて以降、従来の農産物の検査に加えて、解除のための検査が必要となり、農林水産省で受け入れてもらえる検体数だけでは検査しきれなくなったため、厚生労働省の検疫所でも検査を受け入れてもらった。

千葉県では、米の検査を、全国の自治体に先立ち8月4日から実施しており、これまで319検体の検査を行った。そのうちおよそ半数を農林水産省の支援を受けて検査してもらっているが、間に合わない半数を県独自の検査機関で検査した。

3 牛肉への対応について

千葉県では、牛肉の検査について、全頭検査は実施しておらず、農場の飼育管理状況を現地確認及びと畜場での1戸1頭以上の検査をクリアした生産者に対し、飼育管理確認書を交付する仕組みの全戸検査を8月3日から実施している。全頭検査を実施しない理由は、物理的に実施できないことと、牛肉は汚染された飼料を摂取することによって汚染されるので、農場を確認して飼料管理をできていれば、全頭検査をしなくても管理できると考えているためである。

【取扱い厳重注意】

全戸検査を8月3日に開始してから現在までに、千葉県内の353生産者のうち79戸の検査を実施し、77戸に飼育管理確認書を交付している。飼育管理確認書を発行しなかった2戸については、原発事故以後に■■■■、■■■■、■■■■産の稲わらを購入していた実績があり、その稲わらはすでに消費されており、汚染状況が確認できなかったものである。その2戸のうち1戸は出荷を自粛しており、もう1戸については牛を出荷しているが、その牛肉から50Bq/kg程度のセシウムが検出されておりセリ値は他の生産者の牛よりも低いと聞いている。

全戸検査を実施してから、検体数が増えて、厚生労働省の検疫所等だけでは検査しきれなくなってきたので、厚生労働省に了解を得た上で民間企業に検査を依頼し対応してきた。

牛肉の価格については、7月の月上旬に稲わらの問題が浮上してから牛肉の価格が下落し、7月19日の出荷分の値段が一気に下がり、価格下落が激しいときは、通常の3分の1くらいの価格となり、一時期出荷自体がなくなった。生産者にとっては、その時点で出荷するよりも、出荷を遅らせて肉質が下がり、飼料代がかかっても、価格が戻ってから出荷するほうがよいという判断があったものと考えられる。

8月3日に全戸検査を表明してから価格はある程度は戻っているが例年通りとはいかない状況である。

4. 水産物への対応について

千葉県にとって、水産物は出荷量が多く、県の主要な産業であるが、原発の事故が発生し、厚生労働省により食品の暫定規制値が示されてから、水産物のモニタリングの必要性を認識し、水産庁の支援を受けて、3月24日から、(独)水産総合研究センターにおいて検査を実施してきた。そのころは週に1回程度、モニタリングを実施していく方針であったが、4月当初に原発から汚染水の流出があった直後に水産庁から千葉県については2日に1回の頻度で検査を実施することと指示があった。その後も水産物については水産庁の協力のもとで検査を実施しているが、■■■■では仲買人が、サンプリング検査した当日の水産物しか買わないようにしており、■■■■から出る漁師は、現在も検査を実施する週3日に合わせて操業を制限されている。

また、■■■■は養殖魚のえさとなる魚の水揚げが多いが、西日本の養殖業者が東日本の魚を買わないようになるなど、操業しても魚が売れきれないので、仲買人からはさらに操業時間までも制限されている。